

[参考資料]

憲法第95条の規定に基づく地方自治特別法の制定に関する住民投票の関係規定

【憲法】

第8章 地方自治（92条—95条）

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

[国会法]

第67条 一の地方公共団体のみに適用される特別法については、国会において最後の可決があつた場合は、別に法律で定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票に付し、その過半数の同意を得たときに、さきの国会の議決が、確定して法律となる。

[地方自治法]

第261条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長（衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。）は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

- ② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。
- ③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。
- ④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。
- ⑤ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

[地方自治法施行令]

第180条 地方自治法第261条第2項の規定による通知を受理したときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を選挙管理委員会に通知しなければならない。

- ② 地方自治法第261条第2項の規定による市町村長に対する通知をしようとするときは、総務大臣は、関係のある都道府県知事を経なければならない。
- ③ 前項の規定により関係のある都道府県知事が地方自治法第261条第2項の規定による市町村長に対する通知を受けたときは、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

[参考資料]

④ 前項の規定による通知は、地方自治法第 262 条第 1 項において準用する公職選挙法第 119 条第 2 項及び第 120 条第 3 項の規定の適用については、これを同法第 120 条第 1 項の規定による届出とみなす。

第 181 条 地方自治法第 261 条第 3 項の規定による賛否の投票の期日は、都道府県にあつては少くともその三十日前に、市町村にあつては少くともその二十日前に、これを告示しなければならない。

② 選挙管理委員会は、前項又は地方自治法第 262 条第 1 項において準用する公職選挙法第 119 条第 3 項の規定による告示の際併せて当該法律及びその要旨を告示するとともに、投票所の入口その他公衆の見易い場所を選び、これを掲示しなければならない。

第 182 条 地方自治法第 261 条第 3 項の賛否の投票については、市町村の選挙管理委員会は、関係区域の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属さないものの中から開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、これを開票管理者に通知しなければならない。

② 前項の規定は、選挙立会人にこれを準用する。但し、「市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「当該投票に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

③ 第 1 項の規定による市町村の選挙管理委員会の職務は、指定都市にあつては区の選挙管理委員会、地方自治法第 262 条第 1 項において準用する公職選挙法第 18 条第 2 項の規定により数町村の区域を合せて設けた開票区による場合にあつては関係町村の選挙管理委員会の協議により定めた町村の選挙管理委員会又はその協議が調わないときは都道府県の選挙管理委員会がこれを行う。

第 183 条 地方自治法第 261 条第 3 項の賛否の投票の結果が判明したときは、選挙管理委員会は、直ちにこれを公表しなければならない。

② 地方自治法第 261 条第 4 項の規定による報告をするときは、都道府県知事を経由してこれをしなければならない。

第 184 条 公職選挙法施行令

以上のほか、関係規定あり